

新型コロナウイルス緊急経済対策資金補助金等の申請手続きについて

■ ご利用いただける方(対象者)

高崎市新型コロナウイルス緊急経済対策資金(令和2年9月30日新規受付終了)をご利用された方で、次のすべての要件に該当する方

- 
- 1 高崎市内に主たる事業所又は本店を有し、事業を継続していること
 - 2 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者は、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること
 - 3 市町村税を完納していること

■ 補助金等の内容

- 1 融資実行時の信用保証料全額
- 2 融資実行時の融資事務手数料全額(消費税を除く)
- 3 支払利子の5年間分

■ 手続きの流れ

1 交付申請 【申請窓口(商工振興課・市役所13階)へ、郵送又は持参】

毎年10月中に、12ヶ月分の支払利子、分割払の信用保証料について、必要書類を添えて申請してください。

例) 令和3年10月に、令和2年10月分～令和3年9月分を申請

2 交付決定

申請内容を確認後、交付決定通知書を送付します。

3 交付

交付決定からおおよそ3週間後に指定の口座に補助金を振り込みます。

■ 提出していただく書類等

- ① 高崎市新型コロナウイルス緊急経済対策資金補助金等交付申請書(2回目以降申請用)(様式第2号)
- ② 請求書
- ③ 金融機関が発行する「返済予定表」の写し(対象となる申請期間のもの)
- ④ 申請期間の返済事実が確認できるもの(通帳の返済引落とし部分の写し等)
- ⑤ 市内で事業を継続している事実が確認できる書類
(個人事業主は「確定申告書」、法人は「決算報告書」)
- ⑥ 振込み指定口座の通帳の写し(通帳中面の名義人がカタカナで記載されているページ)
- ⑦ 市町村税の完納証明書

※①交付申請書、②請求書は、市のホームページからダウンロードできます。

※その他、必要に応じて追加書類をお願いすることがあります。

■ 注意事項

- 申請期限を過ぎると、受付できなくなりますので、**期間内に必ず申請してください。**
- 交付認定を受けた融資内容等に変更があった場合は、速やかにご連絡の上、「交付認定内容等の変更届」に必要書類を添えて届け出してください。
- 繰上償還等により保証協会から**信用保証料の返戻金が生じた場合は、その金額を市に返還していただきます。**
- 事業を廃止(倒産)した場合、市内での事業をやめた(事業所・本店を市外に移転した)場合、対象融資に係る取扱金融機関への元利金返済が6月にわたり滞った場合、又は対象融資に係る代位弁済を受けた場合は、その時点(月)で補助・補給は終了します。

【問い合わせ先】

〒370-8501 高崎市高松町 35-1

高崎市役所 商工振興課 金融担当

TEL 027-321-1258 FAX 027-325-4879